

公益財団法人新潟市国際交流協会

広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人新潟市国際交流協会(以下「協会」という)が発行する印刷物等を広告媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、協会の新たな財源を確保し、協会事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる協会資産のうち広告の掲載や掲出が可能なものをいう。

ア 協会が発行する印刷物等

イ 協会のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる協会の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性があるもの

(5) 社会問題についての主義主張に係るもの

(6) 個人若しくは団体等の名刺広告に係るもの

(7) 景観又は風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと代表理事が認めるもの

2 前項に掲げる広告に該当するかどうかの基準は、「新潟市広告掲載基準」を準用する。

(広告媒体の選定等)

第4条 代表理事は、広告掲載を行う場合、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告掲載料

(4) 広告の募集方法及び選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、業務執行理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年11月7日から施行する。